

第 132 回市議会（定例会）請願文書表

（令和 5 年 6 月 9 日）

請願 番号	請願の趣旨	請願人	紹介議員	受付 年月日	付託 委員会
1	えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める請願	気仙沼市赤岩四十二 80-28 日本国民救援会 気仙沼支部 支部長 秋山善治郎	村 上 進 小野寺俊朗	5 . 6 . 1	総務教育
2	インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願	気仙沼市田中前4丁 目5番6号 気仙沼本吉民主商工会 代表者 中館 忠一	秋山善治郎	5 . 6 . 6	総務教育

請 願 第 1 号

えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を
求める請願

紹介議員 説明員 村 上 進
小野寺 俊朗

1 請 願 の 趣 旨

- 1、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

2 請 願 の 理 由

罪を犯していない人が、自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる冤（えん）罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済が気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。

これまで再審無罪となった冤罪事件のほとんどすべてにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが明らかになっています。こうした証拠隠しこそ、誤判の最大要因の一つです。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。冤罪をなくするためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせません。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちのすべての証拠の開示が必要です。証拠開示について、2016年の刑事訴訟法改正の附則で「政府は、この法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討をおこなう」としていました。政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急におこなうことが求められます。

また、再審開始決定に対して検察が上訴して取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにしかありません。検察官が再審開始決定に不満があれば、再審公判で主張できます。したがって再審開始決定自体について、検察に不服申立てを認める必要はありません。

以上の趣旨により、次の事項について、刑事訴訟法の改正を速やかにおこなうよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

令和5年6月1日

気仙沼市赤岩四十二 80-28
日本国民救援会気仙沼支部
支部長 秋 山 善治郎

気仙沼市議会議長 鈴木 高 登 様

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書（案）

えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望する

再審は誤って有罪とされた、えん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。

しかし、現行の再審制度は、再審請求手続における全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど制度的に再審が保障される仕組みになっていない。

再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかであるが、証拠開示に係る規定が存在せず、裁判所の裁量に委ねられている。

平成 28 年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行なうことが求められる。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は再審公判において、そのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続の長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申し立ては出来ないようにすべきである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望する。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立てが出来ない制度に改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 日

気仙沼市議会議長 鈴木 高 登

内閣総理大臣
法務大臣 宛

請 願 第 2 号

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

紹介議員 秋山善治郎

1 請 願 の 趣 旨

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくこと。

2 請 願 の 理 由

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比 3.4 倍（帝国データバンク 4 月 10 日）に上っています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられます。すでに、宮城県内では「インボイス登録しないと回答したら 3 月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲み物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

政府は 161 万者がインボイス制度の対象になり、2480 億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

いまインボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。さらに若い起業家の芽を摘むことになりかねません。

以上の趣旨により、次の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出されるよう請願します。

令和 5 年 6 月 6 日

気仙沼市田中前 4 丁目 5 番 6 号
気仙沼本吉民主商工会
代表者 中館 忠一

気仙沼市議会議長 鈴木 高 登 様

インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

コロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させています。ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材などの価格高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりが追い打ちをかけています。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められています。10月からのインボイス実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあります。このままではインボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながることは必至です。

インボイス導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など多くの団体が、現状のまま実施に踏み切ること懸念の声を上げています。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度導入の延期を強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について要望するものです。

記

10月1日から導入されるインボイス制度の延期を求める

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月 日

気仙沼市議会議員 鈴木 高 登

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣
経済産業大臣